

令和4年度鞍手町議会第2回臨時会会議録（第1号）						
令和4年5月13日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和4年5月13日 午後1時00分				星 正彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和4年5月13日 午後3時14分				星 正彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添田政勝	出欠	11	西藤典子	出欠
	2	野口美恵子	出欠	12	的野信之	出欠
	3	田中二三輝	出欠	13	須山由紀生	出欠
	4	宇田川亮	出欠			
	5	新谷留晴	出欠			
	6	篠原哲哉	出欠			
	7	星正彦	出欠			
	8	有働徳仁	出欠			
	9	栗田美和	出欠			
10	許斐英幸	出欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 員	1	添田政勝		2	野口美恵子	

職 務 席	議会事務 局長	武谷 朋視	出欠	議会事務 局次長	広瀬 真一	出欠	
	町長	岡崎 邦博	出欠	副町長	浅野 彩	出欠	
	教育長	外園 哲也	出欠	会計課長	田中 靖治	出欠	
	総務課長	高橋 奈美江	出欠	建設課長	西生 卓矢	出欠	
	福祉人権 課長	芝野 英和	出欠	政策推進 課長	柴田 隆臣	出欠	
	税務住民 課長	石田 克	出欠	地域振興 課長	立石 一夫	出欠	
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	大村 俊夫	出欠	上下水道 課長	神谷 徹	出欠	
	保険健康 課長	梶栗 恭輔	出欠	教育課長	森永 健一	出欠	
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
	議事日程						
別紙のとおり							
付議事件							
別紙のとおり							
会議経過							
別紙のとおり							

令和4年第2回鞍手町議会臨時会議事日程

5月13日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第25号 鞍手町固定資産評価員の選任
- 日程第4 議案第26号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第27号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第28号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第29号 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地造成工事（1工区）請負契約の変更
- 日程第8 議案第30号 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地造成工事（2工区）請負契約の変更

令和4年5月13日（臨時会）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、令和4年第2回鞍手町議会臨時会を開会します。

まず、町長より提出されております、鞍手町競争入札等に関する、基本的事項を定める規則の一部改正についての報告及び鞍手町立地適正化計画をお手元に配付していますので、ご確認ください。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において1番議員 添田 政勝 議員及び2番議員 野口 美恵子 議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期臨時会の会期は本日1日間にしたいと思っております。これに、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。日程第3 議案第25号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

日程第3 議案第25号は、鞍手町固定資産評価委員の選任議案であります。

本議案は、4月1日付の人事異動に伴い、新たに鞍手町固定資産評価委員を選任するため、議会の同意を得るものです。なお、略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第3 議案第25号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから、質疑を行います。議案第25号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第25号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第25号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第25号 鞍手町固定資産評価委員の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第25号は同意することに決定しました。

次に、日程第4 議案第26号及び日程第5 議案第27号の2件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長(岡崎 邦博君)

議長。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長(岡崎 邦博君)

日程第4 議案第26号及び、日程第5 議案第27号の2件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日付けで専決処分しました一部改正条例の承認でありますので、一括して提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第26号は、専決第2号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例の承認であります。

本議案は、個人の町民税において、所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除し切れなかった額を、所得税の課税所得金額等の5%の控除限度額の範囲内で控除する措置の居住要件を、令和4年から令和7年に、控除の適用を令和15年度から令和20年度に延長する措置等を内容とする地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和4年4月1日に施行されることに伴い、鞍手町税条例等の一部を同年3月31日付で専決処分により所要の改正を行ったものについて議会の承認を得るものであります。

次に、日程第5 議案第27号は、専決第3号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認であります。

本議案は、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げを内容とする地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年4月1日から施行されることに伴い、鞍手町健康保険税条例の一部を同年3月31日付で専決処分により所要の改正を行ったものについて、議会の承認を得るものであります。

以上が、日程第4 議案第26号及び日程第5 議案第27号の提案説明であります。
ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長（星 正彦君）

これから、質疑を行います。議案第26号について質疑ありませんか。
宇田川議員。

○議員（宇田川 亮君）

期間が延長されたということで、対象者はどのくらいおられるのですか。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

お答えいたします。令和3年度の申請者ということで回答させていただきます。

まず住宅取得控除の申請をされた方につきましては484名います。

内、住民税からの控除を受けておられる方が208名おられます。それと令和3年度新規申請をされた方というのが38件、38名ございます。町民税からの控除を受けられた方が30名となります。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第26号は、総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第26号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第27号について質疑ありませんか。

宇田川議員。

○議員（宇田川 亮君）

これについても毎年のように限度額が上がってきていますが、対象者、どのくらいおられるのか。また額について、どういうふうになっているのか。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

お答えいたします。まず令和3年度の実績で、回答させていただきます。

医療分につきましては、13件、金額といたしましては24万1千7百円です。支援分につきましては25件、金額といたしましては24万3千5百円が影響額ということになります。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第27号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第27号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第28号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

日程第6 議案第28号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第28号は、令和4年度鞍手町一般会計補正予算第1号であります。

本議案は、新型コロナウイルス感染症に関連する予算を計上するものであります。

はじめに、歳出の主なものを申し上げます。

歳出では、4款 衛生費において、新型コロナウイルス感染症に感染された方や濃厚接触者となられた方が、自宅療養等によって食料品の調達が困難となった場合に給付する食料品の購入経費50万円を計上するとともに、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る関連予算2,979万5千円を追加するものです。

一方、歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫支出金2,979万5千円を追加しております。

そして、これらの要因により生じた財源不足額50万円は、財政調整基金から繰り入れることにより、歳入歳出予算を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ3,029万5千円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ91億4,940万1千円としております。

以上が、日程第6 議案第28号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長（星 正彦君）

これから質疑を行います。

議案第28号について、まず、歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の10頁をお開きください。

4款 衛生費について、10頁から11頁まで、質疑はありませんか。

○議員（添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（添田 政勝君）

11頁の消耗品50万円ですけれども、提案理由で自宅療養者の食料品の購入ということですが、同様な支援を既に県が行っていると思いますけれども、二重支援ということではありませんか。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

お答えいたします。今、添田議員がおっしゃいますようにこの分につきましては、確かに、現在、県のほうが食糧支援の事業を行っております。

ただ、本年3月の一般質問の折に、出ましたように、年明けからの第6派があったときに、やはり近隣の市、町の食糧支援を行っているところの状況を尋ねたところ、やはり市、町のほうにも、県の食糧支援以外で要望等がかなりの件数があったということでございましたので、今後の第7派に備えた上で、町としての食料品の支援という形で備えておきたいということで計上させていただいております。以上でございます。

○議員（添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（添田 政勝君）

それでは、50万円で、何名分とか何件分というのを想定しているのか、教えてください。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

一応、食料品、1日3食の7日間分の上限ということで、大体、1件当たりの申請で1万円。一応50名という形で、50万円要求させていただいております。以上でございます。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

西藤議員。

○議員（西藤 典子君）

前回、質問をしましたときに、県のほうから町には、具体的な対象者の連絡がないということでしたけど、まず連絡が出来たのか。あるようになったのかと確認したいと思うのですが。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

その分につきましては、現在保健所のほうと調整中でございます。

今、現在はまだ、鞍手郡での感染者の数で、そのうち小竹町さんが何名、鞍手町さんが何名というような内訳の数字まではいただいています。ただ、どなたが感染していたのかという情報は、現在、まだいただいております。以上でございます。

○議員（西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（西藤 典子君）

では、本人からの申入れがあった場合ですね。確認とかは、なかなか難しいのですかね。そういうことであれば。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

この分につきましては、感染された方については、保健所の担当の方が、疫学調査の折には、こういった県がされている食糧支援、あるいは、町が行っている食糧支援ができるような、支援の案内をされます。その中で、福岡県の食糧支援を希望される方については、福岡県が対応していただきますし、本町が行う支援を希望されれば、その方の個人情報を鞍手町のほうに流してよろしいですかということで、そこで確認をされるところでございます。

以上です。

○議員（西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（西藤 典子君）

分かりました。是非、対応していただきたいのですが、色々聞きますと、実際に適用を受けた方が、支給された食料が、非常に体調の悪いときとか、熱があるときに食べたくならないようなものが来たりするということがあるということも聞いております。ぜひ町としてはですね、そういう発熱のときとか体調の悪いときの方に応じました、やっぱり地元ならではのことがあると思いますから、品物を支給していただくような配慮をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。8頁をお開きください。歳入は一括して質疑をお受けします。

8頁から9頁まで質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、歳入を終わります。それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

○議員（宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（宇田川 亮君）

すいません。ちょっと聞き漏らしました。先ほどの件なのですけども、食料の調達の件ですけど、これは、例えば町の支援費、町に支援をしてもらいたいと要請者なり濃厚接触者の自宅利用者が、保健所に行った場合ですね、保健所が持って行くのですか、それとも町が持って行くのか。もし、町が持って行くとすれば、その担当課の担当職員はどこの課の方がするかと言うことですが。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

この分は、保健所のほうから、この方々が町の支援を、食糧支援をお願いされていますという話が保健所のほうから、町のほうにございます。

それを受けまして、担当課といたしましては、保健健康課のほうで、食料品を準備いたしまして、町の職員が、自宅の玄関先とかですね、そういったところに置き配をするというような形で、当然その方とは事前に連絡をとって、日時等を決めて、この日の何時頃に玄関先におきますっていうような形で、行うようには考えております。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第28号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第28号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。日程第7 議案第29号及び日程第8 議案第30号の2件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長(岡崎 邦博君)

議長。

○議長(星 正彦君)

町長。

○町長(岡崎 邦博君)

日程第7 議案第29号及び日程第8 議案第30号の2件を一括して、提案説明をいたします。

日程第7 議案第29号は、庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地造成工事1工区請負契約の変更であります。

本議案は建設発生土の増加、建設発生土受入れ地での整地作業の増工及び今後発注予定である新庁舎建築工事との調整による増工が主な要因となり、工期及び請負金額の変更を行うものであります。

次に、日程第8 議案第30号は、庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地造成工事2工区請負契約の変更であります。

本議案につきましても、第29号と同様に、建設発生土の増加、建設発生土受入れ地での整地作業の増工及び今後発注予定である新庁舎建築工事との調整による増工が主な要因となり、工期及び請負契約の変更を行うものであります。

以上が、日程第7 議案第29号及び日程第8 議案第30号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(星 正彦君)

これから質疑を行います。

議案第29号について質疑ありませんか。

○議員(新谷 留春君)

議長。

○議長(星 正彦君)

新谷議員。

○議員(新谷 留春君)

今、出された意見ですけれども、昨年12月の会議のときに、入札価格等、業者も発表されましたけれども、今回これを見ますと整地の欄がありますけれども、この整地の欄が前回ゼロですよね。それで今度、2万2千8百㎡。

工事には追加工事等はあるのは当然ですけれども、当初の入札時点で、何でこの、整地部分がゼロだったのか。

また何でいきなりこんな㎡数が増えたのか。当初の計画に整地が入ってないはずはないので、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。先ほど提案説明でもありましたように、今回の変更につきましては、建設発生地の、残土の増加というところと、残土受入れ地での整地が必要になったということから、今回、変更を上げさせていただいております。

先ほど、ゼロから2万2千8百㎡に、変更になった部分ですけれども、こちらについては、当初につきましては、運搬のみで計上させていただいておりましたので、今回追加というふうにさせていただきました。以上です。

○議長（星 正彦君）

新谷議員。

○議員（新谷 留春君）

それも非常に検討時点でちょっと不可解な部分があると思うのですが、増額金額が、1区、2区含めてですね、3、412万9千7百円。

これは増加金額です。当初予算が約2億円ということで、現状、ほとんど残ってないですよ。予算額に対して、1億9、491万4千5百円ですけど、これに今、資料によると第2回変更とまた書いてありますよね。

この辺について当初予算を大幅に超過することはもう見えていますので、前回は言いましたけれども、今、全てが高騰していますので、この辺の見直しですね、もう1期目でも発注されて、今回も恐らくこの金額が決まりだと思えますけれども、とにかく今からどんどん全てが上昇していますので、当初の決め方が非常に安易じゃなかったかとは思いますが、今後ですね、それとこれ今、実施設計で書かれていますけれども、見積り単価票というのが全然定義されてないですよ。

何に対して幾らかかるかと、総額いくらだけの明記しかないですよ。今後この調査に関しては、その明細まで出させていただいて、そこをチェックしていかないと、頭金額だけで幾ら幾らでは、ちょっと中身が見えないので、その辺の整理もよろしくお願いします。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

ただいま議員のほうから、ご質問があった点につきましては、現在、確かに今回の造成工事にかかる費用につきましては、令和3年度、令和4年度の継続費ということで、2億円を見込んでおります。今回の請負契約の変更につきましては、約1億9千5百万円ということで残額が今、5百万程度残っているというふうな状況ですので、今後においても、工事現場内で調整が必要になることもあるかとは思いますが、予算の範囲内に、できるように、こちらのほうも調整をしていきたいと考えております。

なお先ほど、単価表の部分、お話がありましたがこの分につきましては、今後調整をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

添田議員。

○議員（新谷 留春君）

町長はですね、さきに行われた定例会の施政方針、当初予定している概算事業費を堅持できるように努める、そういう発言がありましたけど、この辺、契約の変更ですね、1千万円を超える増工となっていますけども、今後どのように、概算事業費を堅持していくのか、具体的に、教えてください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この造成工事につきましては、先ほどの質問もありましたように、予定額が2億円ということで、残念ながらあと5百万円ほどの残というふうにはなっております。できる限りこの予定金額の中で、造成工事についてもですね、収めたいというふうには考えております。

また本庁舎本体工事につきましても、まだまだ、まだ入札までには、至っておりません。まだまだ精査が十分必要な時点です。それですので現状ではですね、当初、見積もっている総事業費内で、収めたいというふうには見積もっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（宇田川 亮君）

ちょっと、そもそもなんですけど、何でこの建設発生土がこんなに増加するのか。

金額で言うなら、ほかのも含めてですね、3千万円、3千4百万。も増加するようなことになったのかもとの、発生土自体の見積り自体が甘かったのではないだろうかというふうに思うわけですがその点はどうです。その原因を教えてください。増加の。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。今回、増工した理由につきましては、表土等ある一定の厚みにうすく取り除くというふうな作業が発生しました。

そのほかにも、擁壁の部分を、素法から擁壁に作り変えたりした関係から土砂、軟岩等がふえたというのが原因でございます。以上です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（宇田川 亮君）

それは、当初からわからなかったのでしょうか。

もともとですね、あそこの、庁舎建設予定地については、残土が物すごく発生するということがあって、議会が調査に行って、できるだけ平地にしてね、引っ込んだところには、残土を入れて、そういった残土が出ないようにというような、そういうことも含めて調査して、そういう意見も申し上げてきたところなのですけども、ここに来て、ある程度の精密な、綿密な計画に沿ってね、契約もされてきたのであろうというふうに認識していた分けですけども、ここに来て、いきなり、建設発生土が、増加しましたと言われてもこれはちょっと納得いかないような状況。その辺、もう一度分かるように説明してください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほども、質問の中にありましたように、造成工事につきましてはですね、12月議会の議案の第98号と99号で提案説明、提案をさせていただいて、議会の皆様から、議決をいただいたところです。

ただ実施設計につきましては、3月の24日まで実施設計をかかっておりまして、その間には、どういうふうな造成と建築等を含めてですね、最高、最低1番、効率のいい形が、なおかつ、予算を削減できることで、実施設計を行った際に、最終的にでき上がってアスファルトを引いた時点のところにはですね、そこに行くまでに、もう少し、ようするに表土を削るわけですね。

その表土を削るには、建築工事、また外構工事の際にそれを行うのですが、これはもう造成工事の中で行うというようなことで、そこで土砂が多く出るということになりました。同

時に車庫棟をつくる際に、法面をするようになっておりましたけども、それを法面にすると、どうも強度は保てないということで、擁壁をつくようになり、ブロック塀を、かなりつくような形が、今回、主な変更の理由になっております。

先ほど言いましたように、搬入したところについての整地だとか、ブロック塀だとか、そういう残土のですね、増工だとか、そういったものが、今回の変更の主な理由です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（宇田川 亮君）

そうしたらですね、表土を削るとかいうことが必要だと。

それは、本来なら外溝でやる部分だけでも、今回の造成工事でやったということですけども、外構部分の予算はその分、減ってくるということでもいいですかね。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

そこはまだですね、現在精査をしているところで、今ここで、必ず予算が削減されるっていうふうなことは、なかなか正直なところはっきりとですね、削減出来ますと言いつらいところがあります。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

新谷議員。

○議員（新谷 留春君）

今の説明の中で擁壁の部分も、今言われたかと思いますが、擁壁は擁壁で、追加されていますね。要は、はっきり申し上げて、何で当初ゼロだったのか。そこですよ。お聞きしたいのは、多分出るから、残土が出るから整地費用まで整地というのは最初からわかり切ったことなのです。

山を切れば整地がいる。擁壁をついて土を入れれば整地がいる。ここにきちっとした項目、整地って入ってはっきり謳われているじゃないですか。何でこれがゼロだったのか。それをちょっと説明してください。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この整地につきましてはですね、今造成工事を行なっている場所ではなくて、残土の搬入先ですね。要するに普通だったら残土処分するために、残土、廃棄するようになっているのですが、これがある意味、残土マッチングと言いますが、要するに、廃棄する捨てる側と、残土を購入して欲しい側と、いろいろと探した中で、その鞍手町の残土が欲しいというところがありましたので、そこでマッチングすることで、双方がね、こちらの処分費用も削減で

きる。

一方では、残土を購入する側も、費用を少なくして済むということからマッチングをすることが出来てですね、残土をそこに搬入をさせていただきましたが、そこで、ただ置くというだけじゃなくて、ならしてほしいというようなことがありましたので、当初はゼロからですね、今回の補正、変更になっております。

○議長（星 正彦君）

新谷議員。

○議員（新谷 留春君）

いろいろと今、理由づけがあつてですね。正直言ってまだ納得はしておりませんが、とにかく、当初の予算設定のとき、多分これぐらい出るだろう。予測のもとで、金額を決めたのではなかろうか、余りにも、近い数字ですよ。5百万円程度あります。

当初の2億円からすればね。もう見込んであるであれば逆にもう最初からここに数字を入れていただいとったほうが、こんなに大きな数字の差は、3千4百万円も、増額になると普通は考えられません。我々の事業にしても、3千4百万円で1つですよ、一つの事業ですよ。大きな金額なので、その辺をもう少し真剣に、予算を組むときに、今後やっていただきたいと思ひます。

お願いします。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

栗田議員。

○議員（栗田 美和君）

残土を、ほしい人はここからということで、受入れるところ、だいたい想定はつきますが、あそこのナフコの横だろうと噂では聞いていますけど。あそこもきれいに整地をして、これから先ちょうど梅雨になりますね。大雨の時期になりますので、あの残土が雨で流されて、横の小さな細い川がありますよね。あの川に流れて、これ下のほうにずっと六田川にドンドン流れますよね。その恐れはないですか。ちゃんと相手方とちゃんと話がついていますかね。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今、言われたナフコの横の整地の件ですけど、それについてはですね、業者と、建設課とのほうとですね、話はしております。

今見て、現場を見ていただくと分かるように、水が流れないように、横にちょっとした高く、積み上げて、正確な名前は何て言うかわかりませんが、そういうふうに、水が、他に流れないようなことは、そこの所有者は行っていくというふうに思っています。

○議員（栗田 美和君）

議長。

○議長（星 正彦君）

栗田議員。

○議員（栗田 美和君）

そういう話、聞いてはいますが、実際今の雨っていうのはいつどのくらい降るかっていうのがわからない。

今年も梅雨入りが少し早いのではないかと聞いていますので、そこはちゃんとしてもらわないと後々水が濁り赤水がずっと流れていって、下にまた迷惑をかけたときには六田川がせっかく今きれいになってから魚も住みやすいような川になっているのにまたこれが一からやり直さないといけないような状況になりますよね。

そうなったときに役場なりその業者が、そこのところ整理をしてくれるのか、そこまできっちりと確認していただかないと、ボランティアで六田川をきれいに行っているメンバーがいるわけですけども、その方たちの努力が水の泡になりますので、その確認をお願いしておきます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この件につきましては、業者のほうと、もう一度きちんと確認をしましてですね、他の水路のほうに流れないように申入れをしたいと思います。

○議員（西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（西藤 典子君）

町長の質問、説明にありました5頁にあるのですが、先ほどのことですが、建設発生土、受入れ地というのがありますが、この受入れ地で、土が入れられているのですが、これの使用目的、3月議会で聞きましたときには、あそこの開発業者が、資材置場として、必要だからこの一定の区画を、埋立ているということの説明を受けましたけど、今度、新たに発生しました、発生土の受入れ地というのは、どういう目的で、そういうふうに入れているのか、お尋ねしたいと思います。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

場所については変わりありませんので建設資材置場というふうに考えております。

○議員（西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（西藤 典子君）

対象は、あの地域の最初の区画ですね、建設資材置場であるということであれば、ある一定の広さが必要だと思うのですが、今もどんどんこう、ほぼ際限なくと、言ってもいいぐらい、調整地の予定であった地であったところも、どんどん広がっているのですが、どこまで広げる必要があるのでしょうか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

町が、計画の中で示しておりました調整地の場所までは行ってはおりません。

当初業者が資材置場というふうにして申請をしているところから、それ以上ですね、場所が広がっているというふうには認識をしておりません。

○議員（西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（西藤 典子君）

当初から、今、埋立てが行われている、ところまでがちゃんと計画の中に入っていたのですか。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

農政環境課長。

○農政環境課長（大村 俊夫君）

お答えいたします。ナフコ横の資材置場につきましては、本来、完了予定が、令和4年の3月末までで、完了予定でしたが、まだ実際完了はしておりません。

その中で、事業者の方に確認しましたところ、若干、工事内容を変更するという事は、回答はいただいているのですが、まだ具体的な変更内容まで出ておらず、詳細について

はわかりかねます。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○議員（有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（有働 徳仁君）

これ、ほかの議員さんともですね、多分話が絡んでくるのじゃないかなと思います。

この、庁舎に関してもずっと、質問させて貰っていますけど、一般的に、考えたら業者さんって、入札内容わかって入札すると思うのです。

それで入札を受けた業者さんが、工事に入っていくと思うのですが、こういう増加、増加って、今後もずっと続いていきますか。これ、庁舎のごく一部だと思いますけど、こういう展開でずっと続いていきますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この議案のとおりですね、これは造成工事です。

庁舎建設については、今後入札をかけまして業者が決まって建設が運ぶということになりますので、今の時点では、これがどんどん変更・変更に続くのかどうかは現状では、まだまだ、はっきりとお答えできる立場ではないというふうに考えております。

○議員（有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（有働 徳仁君）

町長は、ずっと増額はしないように努力に努めますと言ってきていますよね。

1番初めの段階で質問したときは約33億。次に44億、54億でどんどん上がっています。

新谷議員もいわれているみたいに、今、コロナだったり、ウクライナ・ロシアの紛争であったり、ああいうものも全部踏まえて、もう確実に増加していくと思われますよね。

今、町長が、もうずっと、33億から言われているのは、もう、のらりくらりこうでもない、ああでもないって、結局こうやって増加している訳ですよ。

だから、もっと、やっぱり次の世代の子供たちに、負の遺産として僕は、残したくないので、やっぱり、その辺はちゃんともっと、親身になって、ちょっと考えていると思いますが、これ以上はですね、増額・増額はもう本当にしてほしくないのですが。ちょっと、どうお考えですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほども言いましたように、まだですね、要するに入札を行っておりませんし、どのような形になるか、どういうふうな積算になるかというのも、今まだ詰めているところですので、今からですね、増額になるだとか、というようなことはですね、お答え出来ないというふうにお話をしているわけで、今、有働議員が言われました、33億が40数億、50億というようなことがありますけども、要するに、中身自体も、当然ながら変わってきておりますし、そういったことも含めてですね、額というのは変更を要するに、基本計画も見直したこともあります。それで大きく金額も変わったこともありますし、そういうことも含めてですね、今、金額としては変わってきているわけで、今回の議案については、先ほど言いました理由で変更がっておりますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第29号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第29号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第30号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第30号は、総務文教委員会に付託することに決定し

ました。

これより委員会審査のため、しばらく休憩します。

休憩 13時49分

再開 15時08分

○議長（星 正彦君）

会議を再開します。

日程第5 議案第27号を議題とします。本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

○民生産業委員長（須山 由紀生君）

議長。

○議長（星 正彦君）

須山民生産業委員長。

○民生産業委員長（須山 由紀生君）

民生産業委員会の、議案審査報告をいたします。

議案第27号 専決処分の承認 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本委員会は、本日付託された、上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第27号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第27号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第27号 専決処分の承認 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第27号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第4 議案第26号から日程第8 議案第30号までの4件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

議長。

○議長（星 正彦君）

篠原総務文教委員長。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第26号 専決処分の承認 鞍手町税条例等の一部を改正する条例。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第28号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第1号。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第29号 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地造成工事第1工区請負契約の変更、議案第30号 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地造成工事第2工区、請負契約の変更。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。議案第26号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第28号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第29号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第26号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第28号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第29号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第30号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第26号 専決処分の承認 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第26号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第28号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地造成工事1工区請負契約の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第29号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第30号 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地造成工事2工区請負契約の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第30号は委員長報告のとおり同意されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和4年第2回臨時会を閉会します。

閉会 15時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 添 田 政 勝

議員 野 口 美恵子